

# 記入例

・農地所有者等（売りたい方・貸したい方）は、申請前に南砺市農業委員会事務局までご相談ください。 ☎0763-23-2020

様式第1号（第5条関係）

令和3年 3月 1日

## 空き家に付随した農地の指定申請書

南砺市農業委員会会長 あて

申請者 住 所 ○○県○○市○番地○

氏 名 南砺 太郎 印

電話番号 ○○○○-○○-○○○○

※申請者は空き家バンクの物件登録者と同一であること。

空き家の所在地 南砺市荒木1550番地1

空き家の所有者 南砺 太郎

下記の土地について、空き家に付随した農地に指定することを申請します。

付随する農地の所在		登記	登記面積	農地の所有者
南砺市	地番	地目	(㎡)	
荒木	1550-2	畑	300	南砺 太郎

※別段の面積に指定された農地の所在等については、告示されることに同意します。

空き家バンクの登録状況

空き家バンクの登録	有 (第 ○○ 号) ・ 無
-----------	----------------

【添付書類】 位置図、登記全部事項証明書、公図

※登記全部事項証明書・公図は、地方法務局砺波支局において交付申請し、お取り寄せください。

# 記入例

・利用希望者（買いたい方・借りたい方）は、農地利用計画書をご提出ください。

様式第2号（第5条関係）

令和3年 5月14日

## 農地利用計画書

（権利の取得を申請しようとする者）

住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 △△県△△市△番地△ (電話番号) 自宅〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇 携帯〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
ふりがな 氏名	とやま いちろう 富山 一郎 (生年月日) 〇・H 〇〇年 〇月 〇〇日

農地面積（取得予定地）

区分	田	畑	樹園地	計
面積（㎡）		300		300

作付予定作物

区分	田・畑・樹	田・畑・樹	田・畑・樹	計
作物	なす、トマト			
面積（㎡）	300			300

農機具等

種類	草刈り機	トラクター	耕運機	噴霧器	
取得済	購入済み				
導入予定			借り入れ予定	購入予定	

耕作従事予定者

氏名	年齢	続柄	主たる職業	年間作業日数
富山 一郎	59	本人	会社員	90
富山 花子	56	妻	主婦	60

様式第3号（第5条関係）

令和3年 5月14日

南砺市農業委員会会長 あて

## 取得農地を5年以上継続して耕作する旨の誓約書

私は、次の農地の権利の取得するにあたり、権利の取得の日から起算して5年以上適正に耕作・管理することを誓約します。

権利を取得する農地		登記	登記面積
南砺市	地番	地目	(㎡)
荒木	1550-2	畑	300

※相続等により所有権の移転があった場合、所有権の移転を受けた者が、この誓約書に定める義務を継承するものとする。

※耕作目的での取得であるため、誓約書に定める期間が経過しても農地以外に転用が認められない場合がある。

※賃貸借契約による農地の権利取得の場合は、その契約期間中、適正に耕作及び管理すること。また、契約期間を更新した場合も同様とする。

誓約者 住 所 △△県△△市△番地△氏 名 富山 一郎 印

# 記入例

・農地所有者等（売りたい方・貸したい方）が、指定を解除したい場合にご提出ください。

様式第4号（第6条関係）

年 月 日

南砺市農業委員会会長 あて

申請者 住 所 〇〇県〇〇市〇番地〇

氏 名 南砺 太郎 印

電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

## 空き家に付随する農地の指定解除申出書

下記の農地について、空き家に付随する農地の指定解除の申出をします。

空き家の所在地 南砺市荒木1550番地1

空き家の所有者 南砺 太郎

指定された農地の所在		登記 地目	登記面積 (㎡)	農地の所有者
南砺市	地番			
荒木	1550-2	畑	300	南砺 太郎

### 【解除の理由】

例1 空き家を取り壊すことが決まったため。

例2 農地に隣接する農家に貸し付けることが決まったため。

# 記入例

・この通知書は、農地の指定に関する決定事項を南砺市農業委員会が作成し、農地所有者等（売りたい方・貸したい方）へ通知するものです。

南砺市農委第 〇〇 号

令和3年 4月 1日

南砺 太郎 様

南砺市農業委員会 会長 □□ □□ 印

## 南砺市空き家バンクに付随する農地指定登録通知書

南砺市空き家バンク登録物件について、農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積0.1aの指定を（南砺市農業委員会告示第 号）したので通知します。

空き家の所在地 南砺市荒木1550番地1

空き家の所有者 南砺 太郎

指定された農地の所在		登記 地目	登記面積 (㎡)	農地の所有者
南砺市	地番			
荒木	1550-2	畑	300	南砺 太郎

### 【留意事項】

指定農地が空き家に付随した農地でなくなった場合（空き家又は農地が単独で権利移動された場合）は、別段の面積の指定は解除となります。